



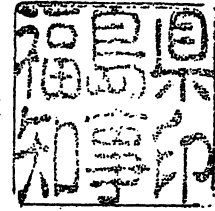
資料 2 - 1

19 環 保 第 3234 号

平成 19 年 10 月 29 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質環境基準の水域類型指定の見直しについて（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

小泉川（小泉橋より下流）等に係る水質環境基準の水域類型指定の見直しについて

2 諮問理由

環境基本法第 16 条第 1 項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が設けられている。

このうち、「生活環境の保全に関する環境基準」については、水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域について、水域の利用目的等を勘案し、水域ごとに水域類型を指定することとされ、現在、県内の河川では 43 河川 60 水域について指定されているところである。

水域類型指定の見直しについては、環境省通知により、「水域の現在の水質が上位の水域類型に係る基準値を達成し、この状態が継続している場合においては、現在及び将来の利用目的等を十分検討の上、積極的に水域類型の見直しを行うこと」とされている。このため、県としても順次、見直しを図っていくこととしており、このたび、浜通りの河川のうち、下記 3 に係る水域における水域類型指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

3 水域類型指定の見直しを予定している水域

小泉川（小泉橋より下流）、真野川（桜田橋より下流）、小高川（大江橋より下流）

水質環境基準の水域類型指定見直しの経緯

1 見直しに当たっての基本的な考え方

- (1) 平成6年の環境庁通知により、現在の水質が水域類型の上位の類型に係る環境基準を達成し、この状態が継続している水域については、利水目的等を検討の上、積極的に見直しを行うこととされている。(参考資料2-1 4ページ)
- (2) 福島県水環境保全基本計画(平成8年3月策定)における水質保全目標において、水域類型が指定されている水域のうち、B類型、C類型又はD類型に指定されている水域については、上位の環境基準値を目標値とすることとしている。(参考資料2-1 5ページ)
- (3) 生活環境の保全に関する環境基準は、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(S S)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数の5項目について定められている(参考資料2-1 2ページ)が、
- ① 河川の有機物による汚濁の程度は、一般的にBODで判断されること
 - ② 現状の水域類型指定は、過去にBODの予測水質などを根拠に定められていること
 - ③ 上記(2)の水質保全目標値としてBODとDOの2項目が定められていること
- などを総合的に勘案し、BODに着目して検討することとした。
- (4) 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することのないように配慮すること(現状非悪化を原則*)とし、BODについて5年間以上連続して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域を候補として選定するものとする。

※ 現状非悪化の原則：環境基準制定後の対策の進捗によって、安定的に上位の類型を満足している河川については、さらなる規制の強化を行わなくても現状の良好な水質を維持することが可能である。このような水域については、水質を再度悪化させることなく現在の水質を維持していくため類型の見直しを行う。

2 見直し検討対象水域の選定

平成19年度は、浜通りの16河川24水域を対象として、現状の水質を検討した。その結果、過去5年間以上連続して上位類型の基準を達成している6水域(別紙表の網掛け部分)を見直しの対象とし、このうち、宇多川(清水橋より下流)、新田川(新田橋より下流)及び夏井川(好間川合流点より下流)の3水域については、福島県環境審議会の審議を経た後、平成19年10月5日付けで水域類型指定の見直しを告示した。

残る次の3水域について、平成19年10月29日付け19環保第234号で福島県環境審議会に水域類型指定の見直しを諮問した。

見直し対象水域	小泉川(小泉橋より下流)
	真野川(桜田橋より下流)
	小高川(大江橋より下流)

浜通りの各河川の水質(BOD)

(mg/L)

水系名	水域名	類型	基準値	調査地点名	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	備考
小泉川	小泉川(小泉橋より上流)	A	2	小泉橋	2.5	1.5	2.0	2.9	2.5	3.5	2.2	2.7	2.2	1.9	
	小泉川(小泉橋より下流)	C	5	百間橋	5.7	2.5	1.9	4.6	3.0	2.2	2.0	2.1	2.2	1.9	今回、見直しを諮問
宇多川	宇多川(清水橋より上流)	A	2	堀坂橋	0.7	1.0	0.8	1.7	1.0	1.2	0.9	1.3	0.9	0.8	
	宇多川(清水橋より下流)	A	2	百間橋	1.6	1.7	0.9	2.6	1.2	1.0	1.5	1.2	1.0	1.4	H19.10.5付けでB→Aに見直し済み
真野川	真野川(桜田橋より上流)	A	2	落合橋	1.2	1.2	1.1	2.0	1.4	1.2	1.5	1.1	1.3	1.3	
	真野川(桜田橋より下流)	B	3	真島橋	1.0	1.1	1.2	2.3	1.8	1.3	1.6	0.9	1.2	1.3	今回、見直しを諮問
新田川	新田川(新田橋より上流)	A	2	木戸内橋	0.9	1.0	0.9	1.4	1.1	1.3	1.5	1.3	0.9	1.2	
	新田川(新田橋より下流)	A	2	鮭川橋	1.7	1.1	1.0	1.9	1.3	1.5	1.6	1.4	1.2	1.6	H19.10.5付けでB→Aに見直し済み
請戸川	請戸川	A	2	請戸橋	1.4	1.6	0.8	0.8	1.3	1.4	1.7	1.4	1.2	1.2	
	高瀬川	A	2	慶応橋	1.2	1.0	0.8	0.7	1.0	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	
小高川	小高川(大江橋より上流)	A	2	善丁橋	2.1	1.5	1.2	1.9	1.5	1.7	1.9	1.3	1.3	1.2	
	小高川(大江橋より下流)	B	3	ハツカラ橋	1.9	1.7	1.5	2.1	1.6	2.0	1.7	1.3	1.4	1.3	今回、見直しを諮問
木戸川	木戸川	A	2	長瀬橋	1.1	0.9	0.6	0.5	0.7	0.9	1.2	1.1	0.8	1.0	
	浅見川	A	2	木戸川橋	0.9	0.9	0.6	0.6	0.8	1.0	1.1	0.9	0.7	1.1	
大久川	大久川及び小久川	A	2	坊田橋	0.8	0.9	0.8	0.7	1.1	1.2	1.3	1.3	0.9	1.2	
		A	2	薩摩橋	4.8	2.6	2.3	2.0	1.9	2.1	1.9	1.9	1.9	1.9	
夏井川	夏井川(好間川合流点より上流)	A	2	北ノ内橋	3.4	1.8	1.9	3.1	1.9	1.7	2.0	1.3	1.3	1.3	
	夏井川(好間川合流点より下流)	A	2	久太夫橋	1.5	1.0	1.5	1.0	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	1.0	
仁井田川	仁井田川	A	2	六十枚橋	2.6	2.1	1.8	1.3	1.2	2.0	1.2	1.4	1.0	1.1	H19.10.5付けでB→Aに見直し済み
	好間川(町田橋より上流)	A	2	松葉橋	2.4	1.8	1.8	1.6	1.0	3.1	1.1	1.8	1.3	1.2	
好間川	好間川(町田橋より上流)	A	2	岩穴つり橋	0.8	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	
	好間川(町田橋より下流)	B	3	夏井川合流前	3.5	2.8	3.0	3.0	2.1	3.4	2.3	3.1	2.2	2.7	
藤原川	藤原川	C	5	愛谷川橋	2.6	2.4	2.5	2.6	1.7	2.4	1.8	1.8	1.9	2.2	
		C	5	みなと大橋	6.7	5.5	5.0	4.6	4.4	4.0	3.4	3.3	3.2	3.7	
鮫川	鮫川(山田川合流点より上流)	A	2	井戸沢橋	1.1	1.3	1.3	0.8	1.1	1.0	1.4	1.1	1.1	1.1	
	鮫川(山田川合流点より下流)	B	3	鮫川橋	5.1	1.9	1.7	1.5	1.3	3.4	1.6	2.4	1.2	1.7	
蛭田川	蛭田川	C	5	小高橋	5.2	3.2	2.1	4.4	2.5	3.0	2.4	3.0	2.1	2.4	
		C	5	蛭田橋	9.8	6.2	10.0	8.1	11.0	5.6	4.1	4.4	5.0	4.8	